

## 6) 法動態部門

### 林 素鳳（教授・行政法）

平成24年度の研究活動については、方向性として主に次の二つである。まずは、約20年来台湾における行政法の発展を日本に発信することである。もう一つには、既に台湾に導入された日本の法制度、特に誤解のあるようなものを研究して台湾へ正しく伝えることである。

戒厳令解除して以来、台湾の民主化し続けてきた結晶として、行政法の分野において学界にもおいて実務界においても頗る発展が見られる。したがって、台湾における行政法の現状及びその発展を内容に研究にして報告することにより、日本へ発信できるのではないかが考えられる。次に、台湾は、日本の基本法制度を導入したが、誤解により実務的運用だけでなく、学界の認識も間違いがあると思われる。それで、その誤解を解けるための研究が必要である。日本における基本法について学説や実務的な関係資料を収集して研究することにした。研究成果を発表することによって正しい基本法の概念や法制度を伝えて正す効果があると考えられる。具体的な成果は次のようなものがある。

第一に、平成24年10月8日に、センターの開催した国際シンポジウム『比較法から見た台湾法の現況と今後のゆくえ』において、「台湾行政法の現況と今後のゆくえ」を報告したことである。

第二に、平成25年3月22日に、「体制転換と法」研究会において、「台湾における情報公開の法制度と課題」を報告したことである。

第三に、平成25年2月に「日本の基本法について」をテーマに、中国語で約25000字の論文を書き上げた。台湾中央警察大学法律学系の出版物である『警大法学論集』に投稿した。匿名審査委員二名の審査を経て2013年4月号に掲載される予定である。